

# 令和5年度 福岡アジア留学生里親奨学金制度募集要領（秋募集）

## 1 趣旨

この奨学金は、福岡県が進めるアジア地域との交流を推進することに賛同し、同地域からの留学生へ奨学金を寄付する個人及び団体（以下「奨学金寄付者」という。）の社会貢献への思いやその他留学生支援に対する個別の意思を実現することを目的とし交付するものである。

## 2 交付対象者

福岡県内の大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）のうち、奨学金寄付者と協議の上、公益財団法人福岡県国際交流センター（以下「財団」という。）が指定した大学等に在籍する私費留学生で、次の各号のすべてに該当する者を交付の対象とする。

- (1) アジア地域の国籍を有し、かつ日本国籍を有しない者。ただし、アジアとは、次に定める国及び地域とする。

＜アジア地域該当国及び地域＞

インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国（香港・マカオを含む）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス

- (2) 出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者。  
(3) 心身共に健康な者。  
(4) 学業、人物共に優秀であり、地域との交流活動に積極的に参加する意欲のある者。  
(5) 学費の捻出が困難な者。  
(6) この奨学金の趣旨を理解し、奨学金寄付者との交流を誠実に行う意欲のある者。

## 3 奨学金の交付額

奨学金の交付額は、一人当たり月額20,000円とするが、特に奨学金寄附者の意向がある場合は、奨学金寄附者と協議の上、理事長が定めるものとする。

## 4 交付期間

奨学金の交付期間は、半年間（令和5（2023）年10月～令和6（2024）年3月）とする。ただし奨学金寄附者と協議の上、更新することができる。

## 5 応募方法

- (1) 応募する留学生は、次の書類を大学等の長に提出すること。  
・福岡アジア留学生里親奨学金申請書（様式第3号）  
・指導教官の推薦書  
・最新の成績証明書（母国での成績証明書も可）  
(2) 応募者があった大学等の長は、前項の書類及び福岡アジア留学生里親奨学金奨学生推薦書（様式第2号）を財団理事長に提出しなければならない。

ならない。なお、提出期限は後記6のとおり。

(他の奨学金受給の有無は不問ですが、上記2を考慮のうえ、推薦してください。)

#### 6 推薦の締め切り

令和5(2023)年10月30日(月) ※必着

#### 7 交付の決定通知

令和5年12月に、選考の結果を奨学金寄附者、大学等の長及び奨学金の交付を決定された留学生(以下「奨学生」という。)に対し、書面をもって通知する。

#### 8 奨学金の交付

奨学生には、次表のとおり奨学金を交付する。

回数	交付奨学金	交付時期
第1回	10月分～12月分(3か月分)	12月
第2回	1月分～3月分(3か月分)	1月

#### 9 奨学金受給にあたって行うこと

##### (1) 月1回、奨学金寄附者へ近況報告

毎月1回は、奨学金寄附者へ日頃の感謝の気持ちを込めてメールや手紙などで近況報告の連絡をする。

##### (2) 年2回、交流状況報告書の提出

奨学金寄附者との交流状況(近況報告を含む)を年に2回(1月、3月を予定)、当財団まで必ず報告書を提出する。

(提出方法については、後日奨学生にお知らせします。)

##### (3) 年間レポートの提出

奨学生は3月にレポートを提出する。

(大学等には提出にあたって奨学生への指導をお願いすることがあります。)

##### (4) 地域との交流活動への参加

当財団で実施している事業や、奨学金寄附者が主催する行事などへ積極的に参加し、地域との交流を図る。

#### 10 交付の取消

奨学生が交付対象に該当しなくなったとき、又は申請書類に偽りがあったときには、交付決定の全部または一部を取消し、既に交付した奨学金の全部または一部を返還させることができる。

大学等は、奨学生がこの制度の交付対象に該当しなくなった場合には、すみやかに報告しなければならない。

令和5年度 福岡アジア留学生里親奨学金(秋募集) 応募対象者

里親	出身	学部学科・専攻	その他具体的な希望	日本語日常会話レベルの要否
里親1	不問	理系学部	なし	要